

奥州商工会議所

マル経融資

(小規模事業者経営改善資金)

【無担保・無保証人】

この融資は、小規模事業者が商工会議所の経営指導を受けて経営を改善し、事業の発展を図るために必要な資金を商工会議所の推薦で、日本政策金融公庫(国民生活事業)より無担保・無保証人で融資するものです。

①ご利用できるかた

商工会議所の経営指導を受けている事業所で

○常時使用する従業員(家族従業員・パート・法人の役員を除く)

商業・サービス業…………… 5人以下

製造業・その他 …………… 20人以下

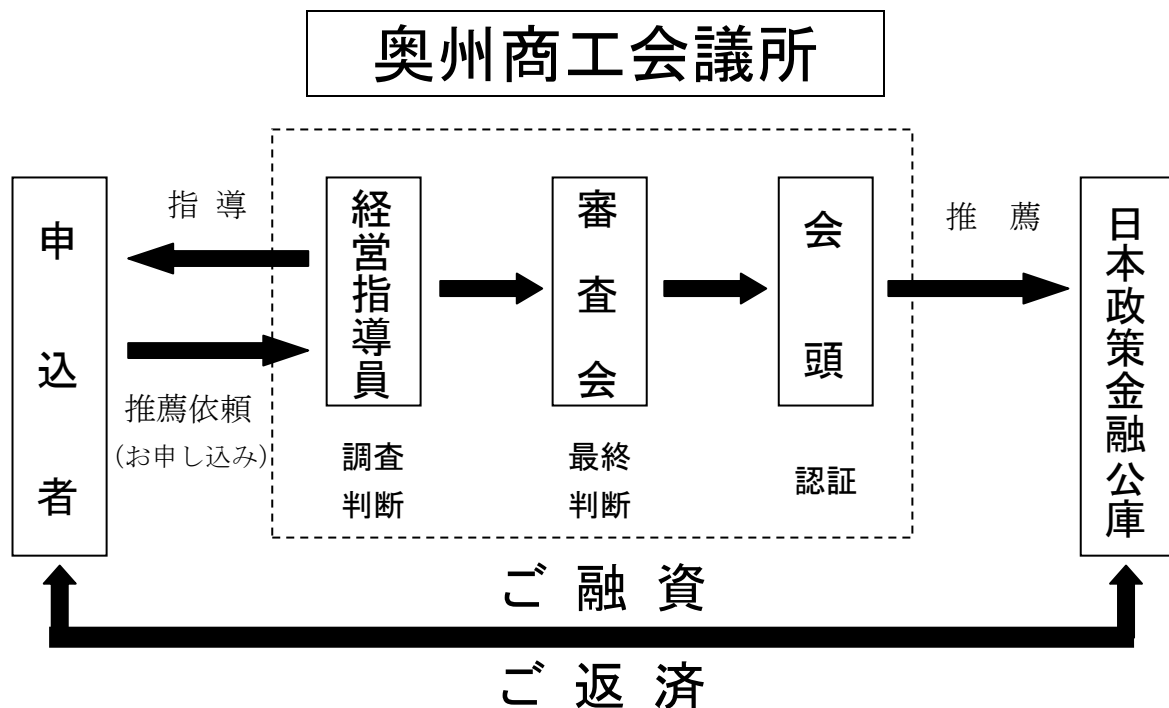
○最近1年以上、奥州商工会議所地区内で事業を営んでいる方。

○納期限の到達している所得税(法人税)、事業税、住民税等を完納していること。

○日本政策金融公庫の非融資対象業種でないこと。

※審査の結果ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

②お申込みからご融資までの流れ



③融資限度額・融資期間・資金使途

	融資限度額	融資期間	資金使途
設備資金	2,000万円以内	10年以内 (据置2年以内)	●営業用車両購入資金 ●機械等設備資金 ●店舗・事務所等改装資金 など
運転資金		7年以内 (据置1年以内)	●商品(材料)仕入資金 ●買掛金(支払手形)決済資金 ●諸経費支払資金 など

※申込金額は10万円単位で、運転と設備資金を併用で利用する場合の限度額は2,000万円。
 ※貸付金額の残高が1,500万超となる場合は、事業計画書の添付が必要となります。

④ご相談・申込時にご準備いただく書類

法人企業	個人企業
1. 前期、前々期の決算書(控) (決算後6ヶ月を経過している場合は直近の試算表) 2. 前期、前々期の確定申告書(控) 3. 法人税・事業税・法人住民税の領収書 又は納税証明書 4. 登記簿謄本 5. 見積書(設備資金の場合) 6. 借入金返済表	1. 前年、前々年の決算書(控) (決算後6ヶ月を経過している場合は直近の試算表) 2. 前年、前々年の確定申告書(控) 3. 所得税・事業税・住民税の領収書又は 納税証明書 4. 見積書(設備資金の場合) 5. 借入金返済表

⑤利率 ※最新の金利は「日本政策金融公庫」のホームページをご覧ください

⑥保証人・担保 不要

⑦返済方法 均等割賦払いで利子は残債方式

災害マル経（小規模事業者経営改善資金貸付利率特例運用）

東日本大震災による直接被害又は間接被害を受けた方であって、一定の要件を満たすものについては、既存のマル経貸付限度額2,000万円とは別枠で1,000万円の適用が可能になります。

貸付対象者	[直接被害者] ①東日本大震災の地震・津波により直接被害を受け、被害証明書等を提出できる方 ②原子力発電所の事故に関する警戒区域内等に事業所を有する方 [間接被害者] 前項①・②の方と一定以上の取引があり、被害証明書を提出できる方
貸付限度額	既存の一般マル経とは別枠で1,000万円まで
貸付期間(据置期間)	◇運転資金：7年以内(1年) ◇設備資金：10年以内(2年)
貸付利率	貸付日から当初3年間 マル経利率から-0.9%引下げ
資金使途	災害復旧のための設備資金及び運転資金